



東海村における地域の支え合いについて
～地域支え合い体制整備事業を通じて村が目指すこと～

社会福祉法人 東海村社会福祉協議会
生活支援課 地域福祉推進係
係長 兼 支え合いコーディネーター **大内 智弘**

① なぜ地域の支え合いが求められるのか？【事業背景】

⇒制度で対応できない地域課題・複合課題が増えている

② どのように対応していくのか？【展開方法】

⇒地域で住民・専門職の垣根を越えて話し合う場（各層協議体）の整備

⇒調整役となるコーディネーターの設置

③ この事業でどのように変わるのか？【将来像】

⇒地域で解決できる仕組み，専門職とつながる仕組みができる

⇒地域の変化に気づき，解決できる住民力が醸成される



～東海村地域支え合い体制整備事業の概要～

2015年9月 「誰もが支えあう地域の構築に向けた福祉サービス実現
～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン～」 (厚労省)

2016年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」～地域共生社会の実現

2016年7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

2016年10月 「地域力強化検討会」
⇒介護保険法や社会保険法など31の法律改正

○法的な位置づけとして (社会福祉法の改正)

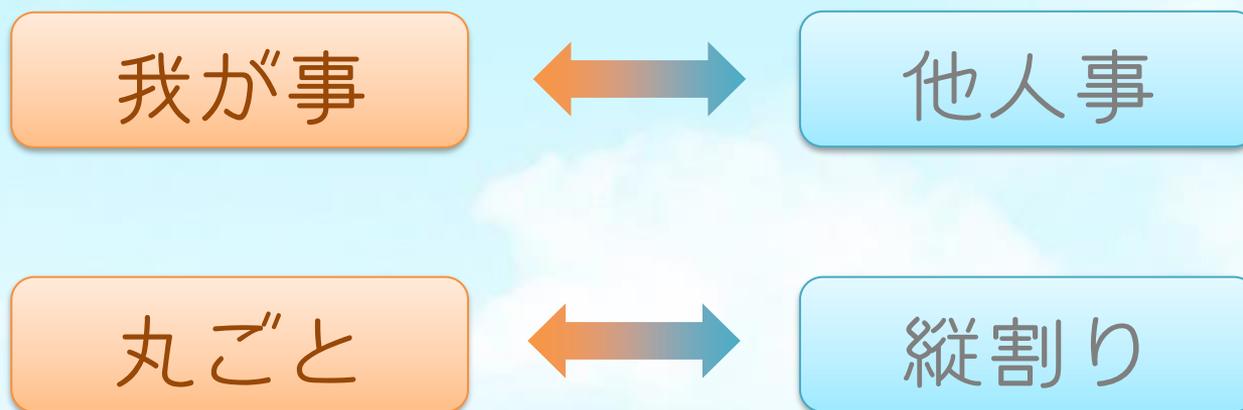
- ①地域生活課題の定義と関係機関の連携の位置づけ (第4条)
- ②市町村における包括的支援体制 (第106条)
- ③市町村地域福祉計画の位置づけの明確化 (第107条)

東海村の事業展開の説明前に...

「我が事・丸ごと」地域共生社会の法的な背景

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものである。

※「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた取組の推進について



東海村の事業展開の説明前に...

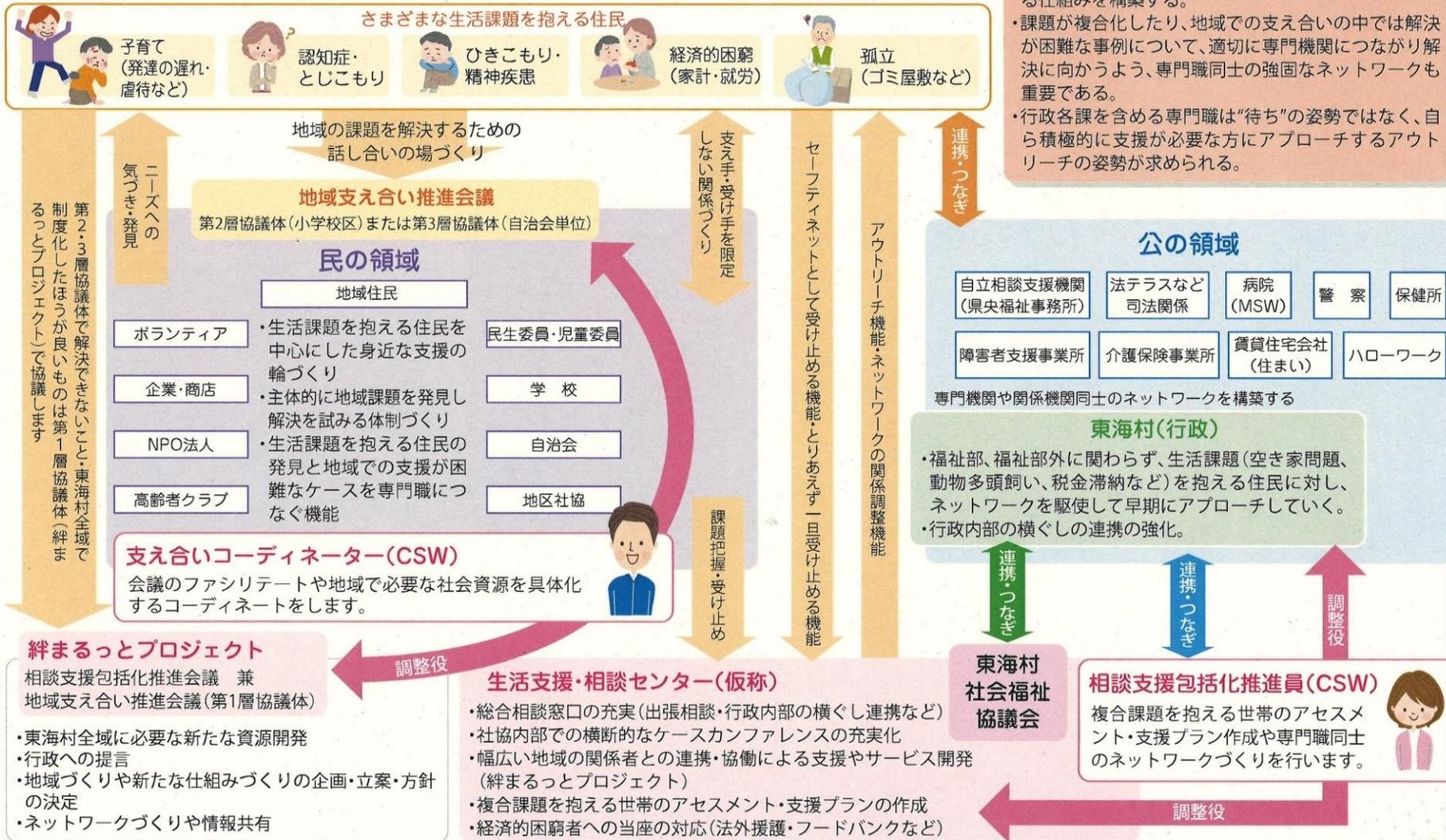
「我が事・丸ごと」地域共生社会の理念

(4)東海村における総合的な生活支援体制のイメージ

【地域支え合い体制整備事業・多機関の協働による包括的支援体制構築事業】

《ポイント》

- ・さまざまな生活課題を抱える住民を地域で早期発見し、専門職と連携・協働しながら、地域の中で支え合える仕組みを構築する。
- ・課題が複合化したり、地域での支え合いの中では解決が困難な事例について、適切に専門機関につながり解決に向かうよう、専門職同士の強固なネットワークも重要である。
- ・行政各課を含める専門職は“待ち”の姿勢ではなく、自ら積極的に支援が必要な方にアプローチするアウトリーチの姿勢が求められる。



東海村における地域共生社会を目指すために...

- 制度で対応しきれない課題に対応していくためには、地域にある様々な資源をつなぎ、活かすための調整が必要になります

①その調整役として

「支え合いコーディネーター」・「相談支援包括化推進員」の設置がされました



②これらを話し合う場として

「協議体」「相談支援包括化推進会議」の整備が進められています



※制度上では「生活支援体制整備事業」「多機関の協働による包括的支援体制整備事業」に基づく基盤整備として位置づけられています。

事業のキモはこの2つです！

新たな資源の開発

困窮

家計相談等

子育て

子育てサロン

介護予防

ネットワーキング

地域の交流会

コーディネーター

行政

地区社協

教育分野

自治会

民児協

施設

協議体

「**支え合いコーディネーター**」と
「**協議体**」のイメージ

「地区社協協働事業」を通じての地域連携

地区社協…小学校区圏域（6地区）に設置。地域住民が安心して地元で暮らすことができるよう、住民同士の**支え合い**や**ふれあい**交流を深める活動を行っている、**地縁に基づく住民ボランティア組織**。



地域支え合い体制整備事業 **地域に対する働きかけ**
地区社協協働事業との連携

地区社協と村社協との関係



村全域

パートナー

連携・協働



身近な生活圏

地区社協は、村社協の下部組織ではなく、共に福祉活動を進めるといふ対等のパートナーです。村社協は全村域を活動エリアとする一方、地区社協は住民にとって一番身近な生活圏(生活の場)である小地域(小学校区エリア)を基盤として、活動を展開します。

地域支え合い体制整備事業 **地域に対する働きかけ**
地区社協協働事業との連携

地区社協活動の担い手は

食事会・敬老会・サロン・見守りなどの地区社協の活動は、ボランティアである“ふれあい協力員”や“ふれあい協力員リーダー”の皆さんによって担われています。

“ふれあい協力員リーダー”は、地域の協力員を代表する立場として、活動の中で協力員から集まった情報や相談などを、村社協や行政(役場・なごみ)などの関係機関につなぐパイプ役となります。



地域支え合い体制整備事業 地域に対する働きかけ
地区社協協働事業との連携

ふれあい協力員リーダーと民生委員・児童委員の関係



民生委員・児童委員

リーダーと民生委員・児童委員は、主従関係ではなく、地域福祉を推進するパートナーです。

ふれあい協力員・協力員リーダーと民生委員・児童委員は、必要に応じて問題を共有したり、解決に向けお互いに協力して地域活動を行います。

地域支え合い体制整備事業 **地域に対する働きかけ**
地区社協協働事業との連携

日常的な見守り・声かけ

地域に住んでいるひとり暮らしの高齢者や障がい者などの見守りが必要な方に対し、日常的な見守りや声かけを行います。
※見守りは“訪問活動”以外に、新聞がたまっていないか、しばらく雨戸が閉まっていないかなど、普段より少し気を付けてさりげなく行う「見守り」も含まれます。

困りごとを“気にかける”

地域住民が何か困りごとを抱えていないか、心配なことはないか、気にかけて合うことから支え合い活動が始まり、それが安心して暮らせる地域づくりにつながります。



協力員やリーダーの役割

“気にかける”をつなげる

ふれあい協力員が地域の中で気づいた“困りごと”や“気になること”について、リーダーに届いた情報や相談について、民生委員・児童委員や、村社協や行政（役場・なごみ）など関係機関につなぐことで、少しでも解決につながるよう、皆で一緒に考えていくことができます。

活動に役立つ情報を伝える

村社協が開催するリーダー研修会などで学んだ、地域活動に役立つ知識や情報を、地域のふれあい協力員へ伝えて、地域の活動に活かします。

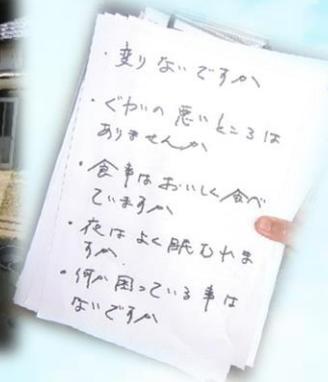


地域支え合い体制整備事業 **地域に対する働きかけ**
地区社協協働事業との連携

地区社協事業内容

1. 共通的事業

●見守りネットワーク事業(ニーズ把握事業)



●住民座談会(これからの地域福祉活動を考える会)



2. 独自に行う事業

●ふれあい・いきいきサロン事業(子育てサロンも含む)



●世代間交流事業



●ふれあい敬老会事業



●地域の縁側事業(集会所解放)



各協議体の共通目標

住民・各機関の支え合いの仕組みを皆で一緒に考えていくこと

協議内容例

支え合いコーディネーターは、議題の提供やオブザーバーの行き来など、各階層間の協議を調整

オブザーバーとして専門職が各階層の協議体へ参加

地域ごとの協議体から広域の協議体へ投げかける連続性を持たせた案件もあれば、各階層で話し合いを完結する案件もあり

第1層協議体 (全村域)

- 「絆まるっとプロジェクト」
- ・資源開発（全村域）
 - ・福祉ニーズ調査・マップ作成
 - ・専門職間ネットワーク構築 など

第2層協議体 (小学校区)

- 定期会合等での話し合い
- ・支え合いの話し合い（資源開発）
 - ・地域課題等の意見交換
 - ・地域福祉に関する学習会
 - ・関係機関ネットワーク構築 など例）地区社協単位での話し合い等

第3層協議体 (自治会圏域)

- 定期会合やお茶のみ等での話し合い
- ・支え合いの話し合い（資源開発）
 - ・地域課題等の意見交換
 - ・地域福祉に関する学習会 など例）サロン、支え合い活動団体等

地域支え合い体制整備事業
地域の各圏域ごとに生活課題を協議できる場を整備



《メンバー構成》

行政関係(福祉総務課・高齢福祉課・地域包括支援センター・地域生活支援センター・子育て支援課・健康増進課)・商工業者・学生・子育て経験者・地域活動の実践者・看護師OB etc...

「絆まるっとプロジェクト」

相談支援包括化推進会議 兼 地域支え合い推進会議(第1層協議体)

「絆まるっとプロジェクト」では、グループワークにて “地域づくりや新たな仕組みづくりの企画・立案・方針の決定” “それぞれのネットワークや情報共有・具体的な連携方法の検討” “住民ニーズの把握・地域に不足する社会資源創出の方法の検討” などについて話し合いを行います。

「グループワークテーマ設定」



グループワークのテーマは、村社協が実践事例として抱えている課題・困難ケースからピックアップして提案します。

その他、メンバーの皆さんが実際に抱えている案件・地域課題について提供いただいてもOKです。

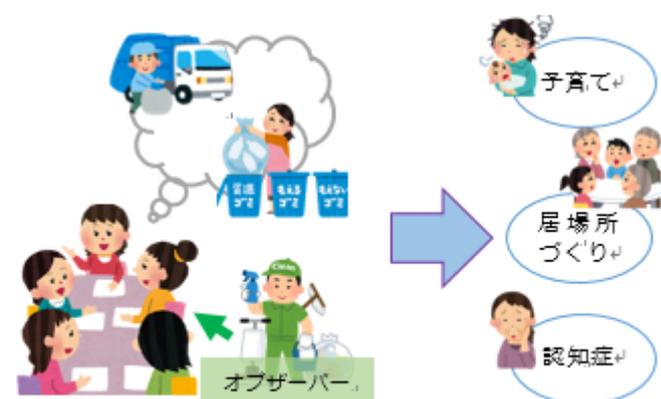
アイデア出し



自由に見出し合う場が基本。東海村に不足する資源のアイデア出しを行います。

新しい資源開発や連携の仕組みづくり、行政への提言など、調整可能なものは実行に移していきます。

Next グループワーク



前回の議題の中で深めたい部分を中心に協議します。

前回協議に基づき進呈した内容の報告。

メンバーはテーマに応じて適宜追加したり、オブザーバーに来ていただいたりと調整します。

※協議内容によって参加は自由。

子育て

居場所づくり

認知症

次の議題を決めます。

個別ケース会議の開催(常時)

「絆まるっとプロジェクト」

相談支援包括化推進会議 兼 地域支え合い推進会議(第1層協議体)

とある地域で、庭木が生い茂り、隣接する近隣住民から苦情が発生

村社協や行政が介入し何とか解決

「やってもらってよかった」で終了

また草木が伸び問題再発

他の地域にも同様の課題があり「絆まるっとプロジェクト」で問題を協議

「住みいるリセットプロジェクト」を立案

問題は解決され、地域の中での見守りが生まれる。

他の地域でも本事業を活用して、問題の解決が図られる。

地域みんなの力で住みよいまちづくり

住みいるリセットプロジェクト

様々な事象によりごみ等を発生できず溜めてしまったり、草木を剪ることができず敷草や道路に生み出してしまっているなど、適切な環境を築くことが難しい場合に、地域の方やボランティアの協力を得て、課題の解決にあたりながら、地域とのつながりや生活の再建をはかることを主目的とした事業です。

村社協職員が各関係機関や市民の方とのコーディネートを行います。



《支援の流れ》

- ① 対象者宅の把握**
 - ・地域の方からの情報提供
 - ・行政各課からの情報提供
 - ・本人からの自己申告

※お住まいの自治体等に事前の許可が必要です。また、ご近所の方への迷惑を避けるため、作業は夜間や早朝に行われず、作業員が安全に作業できるように配慮します。
- ② 協力者の調整**
 - ・地域の方と作業員
 - ・ボランティアの募集
 - ・関係機関の調整

※お住まいの自治体等に事前の許可が必要です。また、ご近所の方への迷惑を避けるため、作業は夜間や早朝に行われず、作業員が安全に作業できるように配慮します。
- ③ プロジェクト実施**
 - ・村社協職員と地域住民、ボランティアの参加
 - ・ごみについては業者にて収集していただきます
- ④ 実施日の調整**
 - ・本人も参加できるか
 - ・地域の方の協力を得られるか
 - ・環境対策との調整

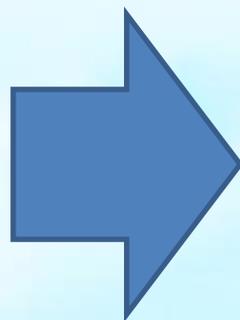
※お住まいの自治体等に事前の許可が必要です。また、ご近所の方への迷惑を避けるため、作業は夜間や早朝に行われず、作業員が安全に作業できるように配慮します。

お問い合わせ・ご相談先
 社名：兵庫村社会福祉協議会 生活支援部 生活支援ネットワーク課 担当：大川・吉村
 〒650-0112 兵庫県川西市 兵庫村社会福祉センター1F
 電話：078-922-9800（直通） FAX：078-922-9800

資源開発の一例



before



after



包括支援センター職員

地域住民

民生委員

社協職員

社協職員

住まいるリセットプロジェクト 事例

第2～3層協議体設置状況



地域支え合い体制整備事業
地域の各圏域ごとに生活課題を協議できる場を整備

支え合い活動推進会議情報 各圏域で協議できる生活課題支え合い協議会（第2～3層協議体）



ふれあい！支えあい！話しあい！かわら版

@真崎

真崎地区では、地区内で活動する団体同士、関係業者や横の連携を図っていくことを目的に発足した「協議体推進協議会」が第2層協議体の役割を担っており、様々な活動は、地域に根ざしたボランティア活動を行う真崎スッシュ会や、各地区の高齢者クラブ、サロン団体などとなっています。

各々の活動の情報共有を図るほか、新規活動として現在話し合いを進めている内容は、地域内で認知症予防に関する意識を高める取り組みを行うことですが、様々なアイデアが出されていますが、各団体が取り組んでいる活動情報を一覧表にあとめ、オープン参加可能な行事を挙げるなどし、関わりを持つ方が積極的に行われるようとするための工夫を講じています。各団体の「何かかりなりの効かせたもの」を考えよう！と盛り上げられています。



@村松



村松地区では、これまで地区社会で行っていた「小地域福祉活動推進協議会」のメンバーを拡大する形で第2層協議体の形を築いていただきました。本会議はもとも地区社会で行っている「ふれあい夜宴会」等の各活動を通じて、その中で発覚した利用者の課題について話し合う場になっていたことから、協議体の意義と合致している部分があったメンバー拡大にあたりは、勇気の活動を行っている支え合い部会員を加える形で、より細やかに住民ニーズを拾い、話し合っていく体制としました。

第1回目となる今回は、前期に実施したによる出席率を踏まえ、後半は各々の活動に関する課題等を出し合い、課題への対応については今後協議を重ねていくことになりました。委員の役員会等とはまた違う雰囲気、積極的に意見交換がなされました。

支え合い活動につながる情報があまりましたらぜひお知らせください！取材・PRいたします！

発行：社会福祉法人東海村社会福祉協議会 地域福祉推進課 電話029-282-2804

地域単位での話し合いの場の整備

- ・第2（6小学校区），第3層（30単位自治会区）における協議体設置に向けて調整中。「住民座談会」「小地域福祉活動推進会議」など，もともとある話し合いの場を発端に，新たな地域活動も興りつつある。



地域支え合い体制整備事業 **地域に対する働きかけ**
第2～3層における話し合いの場（協議体）の整備

地域単位での話し合いの場の整備

・第2(6小学校区), 第3層(30単位自治会区)における協議体設置に向けて調整中。「住民座談会」「小地域福祉活動推進会議」など, もともとある話し合いの場を発端に, 新たな地域活動も興りつつある。



地域支え合い体制整備事業 **地域に対する働きかけ**
第2～3層における話し合いの場(協議体)の整備

地域単位での話し合いの場の整備

- 協議体の他にも、支援を必要とする方が生活する地域にて、住民同士の支え合いを一緒に考えていくための話し合いを持ちかけている



サロン活動などの場をお借りして、地域課題の解決に向けた情報共有・検討を行う(南台カフェ)

地域支え合い体制整備事業

地域ごとに生活課題を協議できるよう持ちかけ

地域単位での支え合い活動の誕生(資源開発)

- 南台地区「ハンドちゃんネットワーク」…平成21年発足
- 舟石川3区「ちょこっと隊」…平成27年発足
- 真崎区「助け合い隊」…平成29年発足

※母体となる団体(サロン等)がそれぞれにあり，地区単位で助け合い活動を行う。
利用者・活動範囲や料金設定なども，各々の団体が独自に設定し，活動をしている

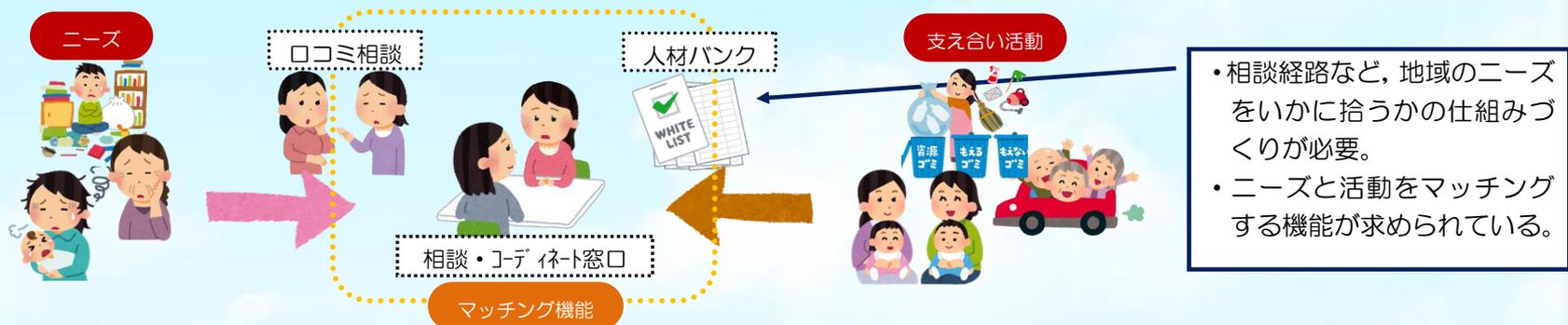


**地域発信！
地域単位で行う“お助けマン”的活動**

地域単位でつながる仕組みづくりを

- 住民同士の支え合いについて、全ての根幹にあるのが日頃からの地域のつながりである。その点を強化していくことと、地域単位でできる支え合い活動を強化していくことが必要

⇒ニーズを拾い上げる仕組みづくりや、人材バンクの作成などが有効。活動のマッチングを含め、コーディネート機能をどのように確立するかが課題



住民同士の支え合いについて
地域で共に考えるための仕組みづくりを！

H28～29 醸成期

- ・地域資源の把握
- ・地域ニーズの把握(アンケート, ワークショップ等)
- ・研修会や勉強会の実施
- ・地域団体・グループ立ち上げ支援
(創設した補助制度の積極活用)
- ・第1層協議体設置・運営
- ・第2層協議体の準備・働きかけ

H30～31 変革期

- ・地域資源の開発
- ・第2層協議体の準備・働きかけ・立ち上げ
- ・第2層の支え合いコーディネーター配置

R2～3 充実期

- ・地域の担い手活用
(総合事業の住民主体サービスの充実)
- ・コーディネーター機能の充実(要援護者のワンストップ相談体制の確立)
- ・地域づくりの評価と課題の抽出

R4～ 成熟期

- ・2025(H37)年に向けて, 地域の取り組みやコーディネーター・協議体の役割を成熟させていく

今後の事業展開の展望(中・長期ビジョン)

地域の心配ごとや活動の第一歩など…
まずは、
「**支え合いコーディネーター**」
「**相談支援包括化推進員**」
にご相談ください！

東海村社会福祉協議会
地域福祉推進係
TEL：029 - 282 - 2804 (代表)

ご清聴
ありがとうございました

